令和4年度

抜粋

令和4年1月 国土交通省 水管理·国土保全局

『令和4年度 水管理・国土保全局関係予算概要』は、こちらのQRコードからもご確認いただけます。



〇 令和4年度予算の概要

...P.1

〇 水管理・国土保全局関係予算の項目毎の内容

1. ハード・ソフトー体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

2. 国土強靭化に資するDXの推進

••P.24 3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

••P.20

...P.5

• - P.26

4. カーボンニュートラルの推進

-- P.27 5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進 ·-P.28 6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 •-P.29 7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進

3. 行政経費

9. 独立行政法人水資源機構

• • P 30

...P.31

〇 参考資料

令和4年度予算の概要

基本方針

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するた め、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策を完成年度の目標を持っ て計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取組、国土 強靱化に資するDXの取組、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組等について、あらゆる関係 者が協働して行う「流域治水」の考え方に基づき現場レベルで本格的に実践する。

- ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- 国土強靭化に資するDXの推進
- インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・カーボンニュートラルの推進
- 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

単位:億円

令和4年度予算の概要

予算の内訳

〇 一般会計予算

単位:億円

対前年度 倍率	1.04	1.02	1.02	1.14	1.00	1.00	1.41	<1.01>	1.00	1.04
前年度	9,143	8,458	8,308	149	249	249	437	<519>	502	9,646
令和4年度	9,517	8,654	8,484	170	249	249	614	<225>	202	10,021
事項	般公共事業費	治日治水	治水	世史	住宅都市環境整備	都市水環境整備	下 水 道	二%1086年	火合後四為流見	하 하

〇**東日本大震災復興特別会計予算**(復興庁所管)

上記計数には、(1) デジタル庁一括計上分を含まない。
(2) 個別補助化に伴う増分331億円を含む。
2. <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復日関係費の直轄代行分を含む。
(上記以外に、行政経費9億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円がある。)

令和4年度予算の概要

主要項目

〇 一般化計予算

·治水事業等関係費 8,903億円

うち 河川関係 7,349億円、砂防関係 1,384億円、 海岸関係 170億円

・下水道事業関係費

614億円

·災害復旧関係費

505億田

〈527億円〉 〈 >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む

·行政経費

9億田

华丰

10,031億田

〇東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管

·復旧·復興関係費 41億円

(うち、復旧41億円)

主要課題

1.ハード・ソフトー体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

5,874億円

2. 国土強靱化に資するDXの推進

77億円

3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

2,251億円

| 4. カーボンニュートラルの推進

52億円

5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

90億円

(注)この他に工事諸費等がある。

|参考: 令和3年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

一般公共事業費 2865億円、災害復旧関係費 2688億円

- 気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 2482億円

・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、

管理等のデジタル化の推進

114億円

239億円

・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラニ系る老朽化対策

29億円

・地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進

・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等

2688億円

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金547億円、防災・安全交付金3,733億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。 ※上記以外に、デジタル庁一括計上分として61億円がある。 ・ 毎m 『中代』はヘキエムのよっな田、コースが上が入事。(毎回314)

က

令和4年度予算の概要

新規事項

[予算制度]

1. ハード・ソフトー体の水災害対策「流域治水」の本格的実践	
・水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)	9. P. 6
・流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践	9 d
・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進	••• P.13
•流域治水型災害復旧制度の創設	••• P.14
・林野庁との連携による流域流木対策の推進	··· P.17
・津波防災地域づくりの推進と関係機関連携	••• P.18
•治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進	••• P.19
2. 国土強靱化に貧するDXの推進	1

3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 ・インフラメンテナンス事業費補助の創設 •整備 · 管理DXの推進

•下水道事業における脱炭素化の推進 4. カーボンニュートラルの推進

6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上	•汚水処理の未普及地域への下水道整備加速化と持続性の向上

P.28

--- P.29

••• P.26

••• P.25

••• P.22

7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進 【新規税制】

	а :	
ハード・ソフトー体の水災害対策「流域治水」の本格的実践	・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための税制の特例措置	・高台まちづくりを推進するために住民負担の軽減や円滑な合意形成を図るための税制の特例措置

.13

-ド・ソフト—体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

874億円

ر کا

戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」も活用して、堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施。 O

合わせて、水災害リスクを踏まえたまちづくりをはじめとした流域治水関連法による法的枠組みを活用した取組など、「流域治水」の本格的実 0

践に必要となる新規制度等を創設。

また、気候変動による水災害リスクの増大に適応するため、将来にわたって必要な財源を安定的に確保していくための方策について、総合 的な検討を行う。 0



川の整備等、多様な対策の中から早期の安全度向上に資する対策を適切に組み合わせて優先的に 実施する。 気候変動のスピードに対応するため、近年の上流・支川・県管理河川における被害が顕著であること こも留意しつつ、流域全体の貯留機能の向上や重要区域の排水機能の強化、下流・本川・国管理河

令和 4 年度新規制度等

水害リスク情報の充実	•	-	• P. 6	9	
流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践	•		• P. 9	6	_
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進	•	•	-	• P. 13	
流域治水型災害復旧制度の創設	•	•	• P. 1		7
高台まちづくり(高台・建物群)の推進	•		•	• P.	
流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進	•		·	• P. 16	
林野庁との連携による流域流木対策の推進	•	•	- P	<u>.</u>	
単八 温隆 刈留 二 失 井 シンプ ば 年 沙 当 辻 供			D 10	7	_

2

-

က

ထ

P. 18 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携

P. 19 治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進 P. 36 農林水産省との連携による水田貯留の推進 P. 38 高潮災害等に対する備え•復旧の強化

厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保

P. 37

. ハード・ソフトー体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[2/15]

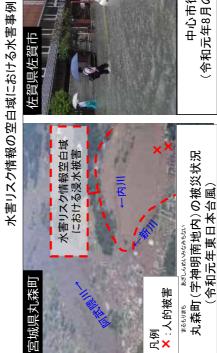
近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) (1/2)

- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表 の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- ※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完 を目指す。

■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区 令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6 町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。

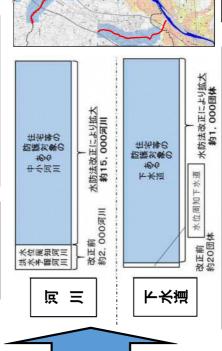




令和元年8月の前線に伴う大雨) 中心市街地の浸水

■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

•河川(洪水浸水想定区域)では約12,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域) ,000団体が新たに指定対象として追加。



指定対象河川の拡大イメージ

浸水想定区域(洪水及び雨水出水)の指定対象数

公表されている洪水浸水想定区域

新たに指定対象となる河川及び その洪水浸水想定区域(イメージ)

ハザードマップ	令和8年度までに完了目標	浸水想定区域図作成後速やかに作成
浸水想定区域図	令和7年度までに完了※	令和7年度までに約800団体完了※
	三 (大米)	下水 道 (雨水出水)

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[3/15]

浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

既存の 取組

- ■河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- •下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業により ハザードマップの作成を支援

令和4年度

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

共水)	整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業	ハザードマップ [※] ※###################################	市町村市町村市町村市町村市町村市町村	7/2	令和8年度まで ― ―	炎・安全交付金による河川事業 下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	は図及び洪水ハザードマップの作 〇浸水想定区域図等の作成に加え、 <u>避難行動に資する情報・基盤の整</u> <u>5新のみを対象とする。</u> 備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 「とに全ての河川で洪水浸水想定 〇令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作 ・安全交付金の河川事業の交付 成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要 件とする**。 **********************************
(米米)三回	水害リスク情報整備推進事業	浸水想定区域図	都道府県	1/3	令和7年度まで	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業 を実施していない河川	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、 <u>原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。</u> 〇令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。
	事業名		実施主体	補助率	支援期間	松	備考 (その他注意 事項等)

水害リスク情報の充実(水害リスクマップ(浸水頻度図)の整備)

- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑 かつ迅速な避難確保等を促進。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」 を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

水害リスク情報の充実

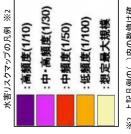
0水害 ハザードマップ

漫水した場合に想定される水深 5.0m~10.0m未通の区域 3.0m~5.0m米浦の区域 ■ 0.5m~3.0m未補の区域 10.0m以上の区域 0.5m未満の区域

※着色範囲ば想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水範囲 ₹

〇水害リスクマップ※1

A



※2 上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

木害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した 将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を 〇住居·企業の立地誘導·立地選択や水害保険への反映等に活用
- 〇企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を 最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

整備後(外水氾濫のみ)

現在(外水氾濫のみ)

河川整備による 水害リスクの軽減

【令和4年度の国土交通省としての取組】

の作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスク 全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップ を踏まえた防災まちづくりに取り組む地区において、内水も考慮した水 害リスクマップを作成

事 祖 祖

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1/4)

特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留 浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

메: 메:

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例)西日本豪雨(H30)、東日本台風(R1) など

... 法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

•

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討 構成員:河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

•

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、 概ね20-30年の間に実施する取組を定める

|画に基づき、関係者の協働により、 | 流域治水」を**本格的に実践**

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より 予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

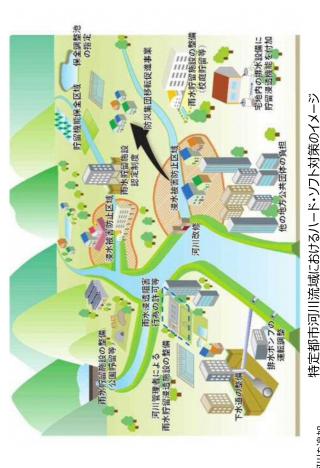
雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進 公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より 予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

など



※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[6/15]

新祖

に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4) 流域治水関連法(

本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、 土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

く交付金事業※1>

<個別補助事業>

流域治水対策河川事業

総合治水対策特定河川事業

5業間連携河川事業※2

大規模特定河川事業※2

総合内水対策緊急事業

河川・下水道一体型豪雨対策事業

調節池整備事業

調即池鐘,

個別補助事業

事業の一部切り出し

特定都市河川浸水被害対策推進事業

流域対策	雨水貯留浸透施設 ^{※4} 、 二線堤の整備 等	都道府県、市町村、民間事業者 等	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)
河川対策	河道掘削、堤防整備、遊水地 の整備、輪中堤の整備、 排水機場の機能増強 等	河川管理者	1/2 (個別補助事業)
	事業 メニュー	実施主体	国庫補助率

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

----- 流域治水整備事業 (国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

総合治水対策特定河川事業※3

総合内水緊急対策事業※

土地利用一体型水防災事業※3

事業の発展的統合 流域治水整備事業 ※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続

() 内は実施主体

輪中堤の整備



二線堤の整備 (都道府県、市町村、民間事業者

徘

雨水貯留浸透施設の整備^{※4} (都道府県、市町村、民間事業者

(排

排水機場の機能増強 (河川管理者、都道府県、

市町村、民間事業者 等)

特定都市河川流域における主なハード対策

※4:雨水貯留浸透施設の整備(R3年度に制度拡充)

実施主体:市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率:1/2その他支援:民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税(課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(3/4)(大和川水系大和川の事例)

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維 持、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を全国展開。

特定都市河川における流域治水の本格的実践(大和川水系大和川等

「流域治 全国初となる特定都市河川の指定を行い、 大和川水系大和川等において、特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月1日施行)の改正後、 水」を本格的に推進。

诗定都市河川 R3 12 24指定

河川区間:**大和川水系大和川他 計18河川** 流域面積:712km²(流域内の市町村数 **25**)





$(\sim 09S)$ 大和川流域総合治水対策の推進

- ○大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行 ○河川改修や水路改修等の推進
- $(H30.4.1\sim)$ 流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 総合治水の取組を体系的に実施
- $(H30.5 \sim)$ 喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、)奈良県平成緊急内水対策事業(2着手 対策に必要な貯留施設を整備



流域自治体より特定都市河川の指定を要望 大和川流域総合治水対策協議会

流域治水」を強力に推進 一流域治水関連法の施行後、全国初の指定~ 特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「

流域における貯留・浸透機能の向上

)貯留施設の整備

流域水害対策計画に基づく河道掘削

|河||整備の加速化

や遊水地等の整備を加速化

大和川遊水地 (保田地区)

八一ド整備の加速化

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを 減らすため、公共や民間企業等による雨水 貯留浸透施設の整備を促進

○ため池の治水利用

既存ため池を治水に活用するための放流口 の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金 税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援 **補助率の嵩上げ**(補助率1/3⇒<mark>1/2</mark>) 固定資産税を1/6~1/2 に軽減



·特定都市河川(国管理区間) ·特定都市河川(県管理区間)]·特定都市河川流域]·行政界



(天理市庵治町)



(大和高田市栄町)

水害リスクを踏まえた土地利用

浸水被害防止区域の指定

条例で指定する『市街化編入抑制区 域』等を中心に区域の指定を検討 貯留機能保全区域の指定

く浸水被害防止区域の指定による規制の例>

⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる その土地で農業等を営む方の住宅の建築

※R4.4.1改正都市計画法施行後 農地における食料品店や診療所の建築 ⇒原則、開発禁止となる※



流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(4/4)(江の川の事例)

早期に住民の生命等を豪雨災害から守る観点に立ち、従来の堤防整備、家屋の嵩上げによる対策に加え、安全な地区・地域 への移転(移住)等により、まちづくりにおける立地適正化計画と連携して「コンパクトで安全な地域拠点づくり」を推進。

江の川流域における流域治水の本格的実践

持続可能な江の川流域生活圏 の技術的支援を受けながら、 都市再生機構(UK) を設置し、 市の職員から構成される「江の川流域治水推進室」 の実現を目指す。

(素案) 【第1版】」 「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン) 河川整備とまちづくりを一体的に推進。 今後、地域の意見を反映したうえで計画を策定し、 河川整備にあわせて持続的なまちづくりを実施するため、

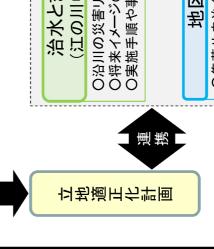
141

まちづくりと一体となった河川整備 実施のながれ

貅 都市計画マスタープラン 沿川市町

- 〇各市町の目指す将来像 〇将来像を実現するための取り組み

- 地域連携」、「安心・安全」、「地域発展」など



江の川中下流マスタープラン) 治水とまちづくり連携計画

- 〇沿川の災害リスク、人口・経済等の分析
 - 〇将来イメージの策定(全体、地区別) ○実施手順や事業手法の検討

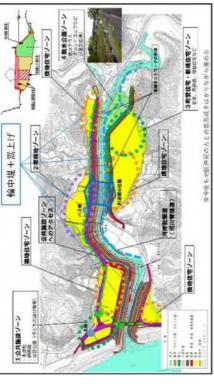


地区別計画の立案

ト調査を実施し、地区別計画を地域住民と行政機関が協働で策定 〇集落や自治会単位で意見交換会やアンケー



江の川流域(緊急対策特定区間)における治水とまちづくりの連携



たな空間と高齢者や若者が まちづくり事業と一体となっ ト河川整備を実施し、あら 定住するまちを創出 公书区

港地区

港地区

する家屋を、高台に造成・移 Jスクが高いエリアに居住 **眃し、集約することで持続可** 能な集落を創出

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

する農地等 の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいごくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

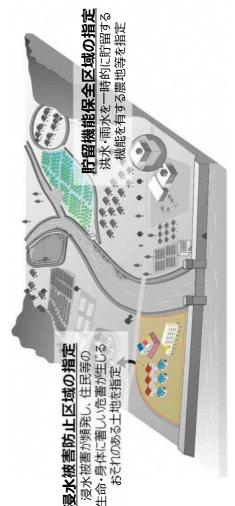
浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導 入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等によ

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、 宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域から



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

(**防災集団移転促進事業**)[都市局所管事業]

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、 防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整 備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助≫1

- **令和3年度より**災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(**がけ地近接等危険住宅移転事業**) [住宅局所管事業]

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2 〇 合和4年度より災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加

(**災害危険区域等建築物防災改修等事業**)[住宅局所管事業]

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に 限る)の浸水対策改修等への助成を支援※3

- 〇 <mark>令和4年度より</mark>災害危険区域等に加え、 <mark>浸水被害防止区域</mark>を追加^{※4}

- 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象 ※1:地方公共団体に対する国の補助率:3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担) ※2:地方公共団体に対する国の補助率:1/2 ※3:地方公共団体に対する国の補助率:1/2等 ※4:浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉前

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

農地等の貯留機能の活用の促進

|<mark>措置</mark>(課税標準を2/3~5/6の範囲で条例で定める範囲の割合 令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る<mark>固定資産税及び都</mark> 出半国語への称 とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせ た地方公共団体や民間事業者等による二線堤の 築造等への支援(再掲)

- 国庫補助率の嵩上げ(1/3※⇒1/2)
- ※:民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設

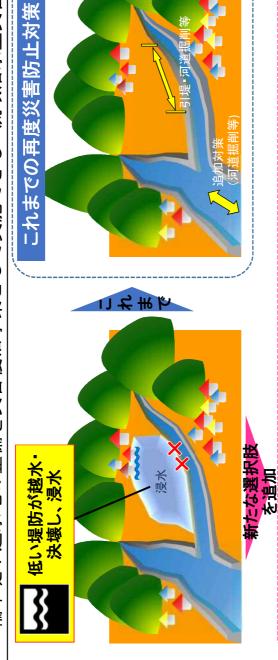


ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[10/15]

流域治水型災害復旧制度の創設

新 事 項

- 流域全体で 流域治水の考え方に基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、 水災害リスクを低減する対策を推進。 災害復旧事業においても、
 - 早期に浸水被害の軽減が可能な を創設。 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、 輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できる「流域治水型災害復旧制度」



災害復旧事業又は改良復旧事業で実施 により背後地全体の浸水を防ぐ 堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削 被災水位に対応して



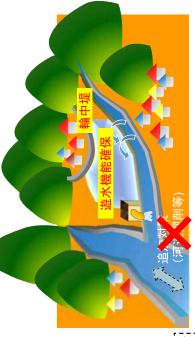
下流への負荷を考慮した追加対策 を実施(追加の河川事業で実施)

拡充の内容

- とや浸水を許容する区域を浸水被害防止 **俢を必要としない対策(輪中堤、遊水地の** ○河川整備計画に対策が記載されているこ 区域等に指定すること等を条件に、 <u>災害</u> 復旧事業により、下流における追加の改 整備)を実施可能にする。
- 助の補助対象に、輪中堤、遊水地の整備 また、災害復旧事業査定設計委託費補 を追加する。

. 査定設計書を作成するための調査、測量、設計 等に要する経費を補助 【補助率:1/2】 查定設計委託費補助

流域治水型災害復旧制度 新たな再度災害防止対



遊水機能を確保しつつ家屋浸水を 輪中堤又は遊水地の整備により、

速やかに被災箇所の再度災害防山 下流における改修を待つことな を実現

ハード・ソフトー体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[11/12]

台まちづくり(高台・建物群)の推進 硘

くりの実践を地方公共団体と連携して推進。 るため、 ا を推進す 7 まちびぐ 10 詗 『東京』 形成ビジョン」に基づき、 令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」/ 害リスクや避難のあり方を踏まえ、モデル地区における高台まちづく 高台まちづくりの一環として高規格堤防整備事業の加速化を図る、A

长

卅 ₩ 12 不動産取得税) (固定資産税、 税制特例

税制概要

高規格堤防整備事業は、民有の土地を一時使用して盛土等を行い、工事終了 後に当該土地を返還する手法で事業を行う。そのため、事業実施に当たっては、 一時移転を余儀なくされる住民の負担軽減や事業手法への理解と合意形成の 円滑化を図ることが必要。このことから、堤防整備後に従前権利者が取得する 建替家屋について、不動産取得税や固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

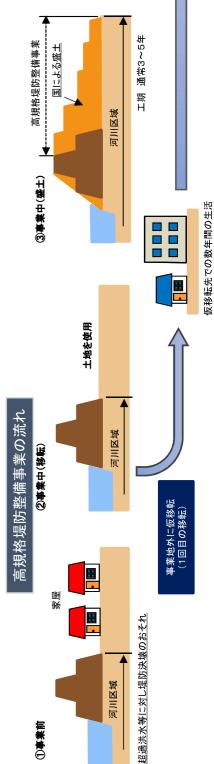
不動産取得税

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に従前権利者が建替家屋を取得し と場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。

固定資産税】

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家 屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利 非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額。

特例措置を2年間(令和4年4月1日~令和6年3月31日)延長する。





堤防決壊による壊滅的な被害を防止

河三区域

元の土地に戻る本移転 (2回目の移転)

高規格堤防整備事業

4元成

. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[12/15]

[とりまとをイメージ] 流域治水プロジェクトにおけるグリーソイソフラの取組の推進

- 流域治水プロジェクトに位置づけられた治水対策と合わせ、治水と環境の両立を図り、生物の多様な生息環境の保全∙創出、地域 の自然環境と調和する景観形成等を推進。 0
- そのため、環境保全・創出のための目標設定や、生態系ネットワーク、多自然川づくり等のハード・ソフト両面にわたるグリーンイン ラの取組を反映した流域治水プロジェクトを全国109水系で改定。

斐伊川 水 系 流域 治 水プロジェクトイメージ

国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和47年7月洪水と同規模の洪水に 対して、家屋浸水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・ 提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信等の取り組みを実施し「逃げ遅 回標

加えて、斐伊川水系において、マガン、コハクチョウなどが安心して越冬できる里づくりを目指し、今後、概ね 0年間で水鳥類のねぐらや採餌場環境の保全・創出を行うなど、自然環境が有する多様な機能を活かす グリーンインフラの取り組みを推進。

●生物の多様な生息環境の保全・創出や地域特性と調和した マガンの生息環境保全 水鳥の生息環境保全 (詳細省略) 詳細省略) 詳細省略) 大橋川の治水対策における多自然川づくり 自然環境の保全・再生などの自然再生 大型水鳥の生育環境保全等の生態系 ●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 ●被害対象を減少させるための対策 良好な景観を保全 創造 景観形成 (P27参照) ネットワークの形成 引辺景観を阻害しない水門

かわまちづくり

生物・景観に配慮した護岸

多様な生息環境の保全

河面福門

かわまち

多様な生息環境の保全

河道付替・河床掘削 多様な生息環境の保全

回来福

重要な種の保全

胡声是點備 美場再生 ●魅力ある水辺空間創出 (P27参照) かわまちづくり

多様な生息環境の保全

多様な生息環境の保全

美場造成·覆砂整備 水鳥生息環境保全 コアマモ等の移植

河道抗幅・河味描画

河神状暦・河外神道に 浅場再生

湖岸是整備

水鳥生息環境呆全

河道抗幅・河外福川

多様な生息環境の保全

安东市

河道抗幅・河来掘門

域と調和した護岸材活

水辺のにぎわい

水鳥観察エコツアー

●自然環境が有する多様な機能の活用

(水辺の利用創造)

多様な牛息環境の保全 三種米点・電気種点

多様な牛原理権の保全 河連抗幅・河外福川

水鳥生息環境保全

※具体的な対策内容については、今後の調査検討等により変更となる場合がある。

堰堤スリット化、魚道設置

でしていくしば

治水メニュー

既設岁厶(直轄) 大臣管理区間

流域即 恒境

砂坑堰堤

ミズベリング協議会による水辺利用の創造・小中学校などにおける河川環境学習・景勝地等の景観の保全 大型水鳥を観察するエコツアー

新規 車店

林野庁との連携による流域流木対策の推進

- 林野庁と連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統 ーの計画を策定。
- 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事 業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

林野事業との連携

〇林野庁と連携した流域流木対策

土砂・洪水氾濫等に伴い発生する流木による被害拡大を防止するため、「大規模特定砂防等事業」において、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木

補捉施設を補助対象に追加。

大規模特定砂防等事業

森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

流域流木対策計画

- 流木発生ポテンシャル量 治山対策等による流木発生
- 叫呵皇 砂防施設による必要捕捉量
- 林野庁の事業によ る流木の発生抑制 を踏まえた砂防施設 の最適な施設配置 計画を策定



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

【流下・氾濫エリア・国交省】

〇対策例

【生産エリア:林野庁】

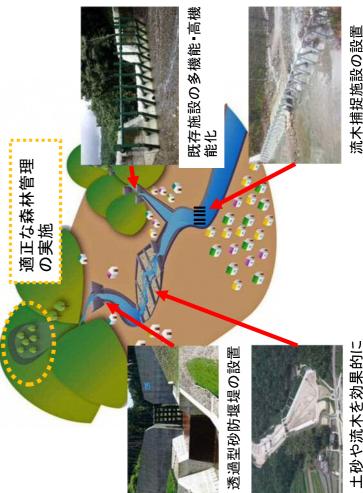


適正な森林管理の実施



流木捕捉効果の高い砂防堰堤の設置



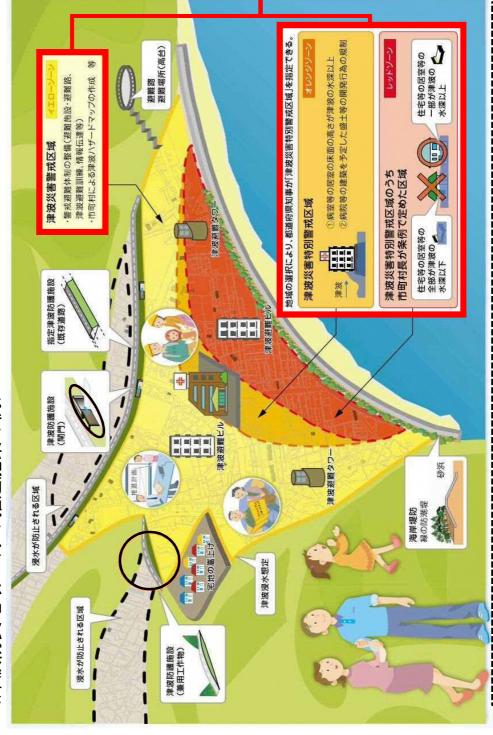


新規

津波防災地域づくりの推進と関係機関連携

〇 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫する巨大地震に伴う津波 対策として、防災・安全交付金による支援の拡充等を通じて、津波防災地域づくりを加速化。

<津波防災地域づくりの推進施策の例>



○津波防災地域づくり支援チームでは、津波防災に関連する部局がチームとなりワンストップで 相談・提案できる体制を構築しています。

https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/tsunamiteam/index.html

警戒避難体制の整備等を目的とした 津波災害警戒区域等の更なる促進 のための制度拡充 (従来の津波・高潮危機管理対策緊急事業 に関する交付対象事業の要件)

・ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができる。

[津波・高潮危機管理対策緊急事業の 制度拡充(令和4年度~)] ・津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2については、総事業費におけるソフト対策2割上限の対象外とする。

※1: 津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※2: 従来の交付対象であるハザードマップ作成含む

津波被害リスクが高い自治体や、 防災まちづくりとの連携等の更なる促進

併せて、大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保※等にも取り組んでいく。

※社会資本整備重点計画(令和3年5月) 77%(R元年度)→R7年度 85%



自動化・遠隔化した水門 18

単純

治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進

- 気候変動の影響により、水災害の激甚化・頻発化が予想される中で、治水計画上著しい河積阻害等の支障と なっている橋梁等の構造物が設置されている箇所での被害の増加が懸念されている。
- こうした洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を計画的・集中的に実施するため、個別補
 - 助事業として「特定構造物改築等事業」を創設。

構造物の影響により洪水の 安全な流下に支障をきたした事例





橋梁等の構造物の改築・撤去を促進するため、 「特定構造物改築等事業」を創設し、治水安全 度の早期向上を図る。

過去の橋梁 架替え事例



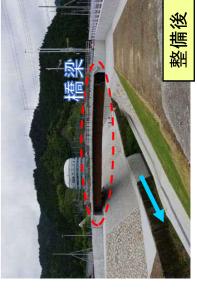


国国

島洞

偷





<u>ქ</u>

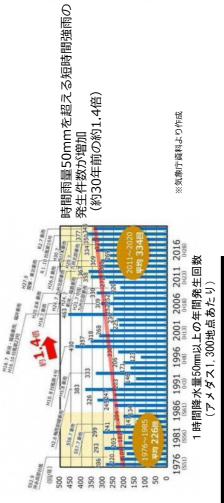
参布

〇気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進	• • • P33
〇流域治水プロジェクトの充実	• • • P34
〇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)	· · · P35
〇あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進	P36
〇気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更(新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系)	P39
〇大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応のための体制の強化	• • • P40
〇近年の世界各国における水災害の発生状況	· · · P41
〇令和元年水害統計調査の被害額(確報値)及び令和2年水害統計調査の被害額(暫定値)について	• • • P42
○第4回アジア・太平洋水サミット(熊本市)	• • • P43
〇公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長	P44
〇水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進	P45
O防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標	P46
〇「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」	· · · P47
〇社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方	P49
〇令和 4 年度 水管理•国土保全局関係予算総括表	P50
〇公共事業関係費(政府全体)の推移	• • • P52
〇水管理・国土保全局関係予算の推移	• • P53

[参考]気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進

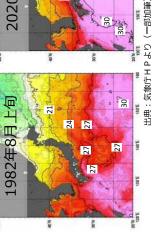
- 短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化等、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、気候変動により水災害の更なる 頻発化・激甚化が予測されている。
 - 気候変動のスピードに対応した新たな抜本的対策を行うため、以下の取組を実施。
- 本川下流のみならず上流や支川などの中小河川も含め、流域全体で、国、都道府県、市町村、地元企業や住民などのあらゆる関 係者が協働して取り組む「流域治水」へ転換。
- 令和3年3月に戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を策定∙公表し、本格 的に現場レベルでの取組を開始するとともに、「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を同年内に整備。
- ハード整備の長期計画である河川整備基本方針について、温暖化の影響をあらかじめ見込んだ見直しを行い、治水対策を強化。

雨の発生回数が増加



海面平均水温の上昇

2019年までの100年間で約0.9~1.5度上昇 日本近郊の海域平均海面水温は上昇傾向



あり、海面水温が高いだけでは台 風の発生・発達につながりません。 外にも大気の状態も重要な要因で あり、海面水温が高いだけでは台 水温が高いほど、台風はより 6~27℃以上の海域で発 生するといわれており、<u>海</u>面 ※台風の発生・発達は海面水温以 2020年8月 上旬

への転換

流域治水プロジェクトを策定し、本格的に現場レベルの取組を開始



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

- ①氾濫をできるだけ防ぐ、
 - 治水ダムの建設河道掘削、引堤 減らす対策
- 2被害対象を減少させる ための対策
- ₩ 土地利用規制、誘導、移転促進
- 早期復旧 3被害の軽減、
- 水害リスク情報の空白地帯解消 |復興のための対策 長期予測の技術開発
- ₩ 排水門等の整備、排水強化

令和3年3月に全国109の一級水 系と12の二級水系において、「流 域治水プロジェクト」を策定・公表

流域治水関連法の整備

33 流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備。 令和3年11月までに関連する全ての法律が施行(p35参照)され、 あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」が本格化。

[参考]流域治水プロジェクトの充実

令和3年3月末に全国109の全ての一級水系で策定・公表された「流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修事業 ダム事業や地元自治体等の流域関係者が連携して取り組む多層的な流域治水対策を全国で展開。

令和3年度の流域治水プロジェクトに基づく取組を「見える化」することにより、事業の着実な推進を図るとともに、施策の 横展開により流域治水の裾野を広げ、地域の安心・安全の確保に取り組む。

全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表 令和3年3月30日

あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

「見える化」 令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を 令和4年3月末

河川改修事業やダム事業の加速化 流域治水の根幹を支える

事業効果・進捗の見える化

外水氾濫※を対象とした河川改修事業等| 全国109の全ての一級水系で、

る効果を公表

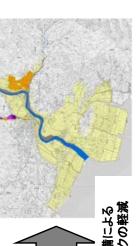
※現況河道及び当面整備(概ね5か年)後のみ ※国直轄区間における河川事業・ダム事業のみを対象

100年に1度など)に応じた浸水範囲を重ねることにより現在のもに、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を える化」し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進。 降雨確率(10年に1度、100年 浸水リスクを示すとともに、 浸水範囲の変化を可視化し、

(令和4年度以降も引き続き内水を考慮するなど、水害リスク情報を追加・充実)

整備後(外水氾濫のみ) **水害リスクの軽減** 河川整備による 現在(外水氾濫のみ





上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です 想定最大規模 低頻度 (1/100) 中頻度 (1/50) 中·高頻度 (1/30) ■ 高頻度 (1/10)

整備効果の見える化のイメージ

注:外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

ハード・ソフトー体となった事前防災対策の推進 あらゆる関係者の協働による

指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

国109の全ての一級水系でハード・ソフト各々の主要な取組の進捗:

₩

流域治水のもと、あらゆる関係者の協働による事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえての更なる検討の促進や対策の充実を図る。

(今後、ソフト対策等へ積極的に取組むプロジェクトを対象に、地方公共団体への重点的な支援を実施予定) ~流域治水プロジェクトに関する主な指標~





|部を改正する法律(令和3年法律第31号) 【参考】 特定都市河川浸水被害対策法等の一

·世 令和3年11月1日施行:特定都市河川法、下水道法 〈令和3年7月15日施行:河川法、防災集団移転特別措置法、水防法 等、

背景・必要性

〇近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で**水災害が激甚化・頻発化**

〇気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で**降雨量1. 1倍、洪水発生頻度2倍**になるとの試算 (20世紀末比)

国、流域自治体、 |降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、 |企業・住民等、**あらゆる関係者が協働**して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「<mark>流域治水関連法」</mark>を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 (特定都市河川法)

流域水害対策計画を活用する河川の拡大

自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大) 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、

流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、 浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

復興のための対策

[水防法、土砂災害防止法、河川法]

파

洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川

等まで拡大し、リスク情報空白域を解消

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市縁地法】

河川・下水道における対策の強化

- 堤防整備等のハード対策を更に推進(トタ菫)
- 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、 電力会社等の利水者等が参画)制度の創設(※予算・税制)
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位 置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、 河川等から市街地への逆流等を確実に防止

流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能 を有する土地を確保
- 貯留浸透機能を有するグリ 都市部の緑地を保全し、 ーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨 水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

被害対象を減少させるための対策 **侍定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別** . ო

- 水防災に対応したまちづくりとの連携、 住まい方の工夫
- 配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制) 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の **拡充等により、危険エリアからの移転を** 促進(※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地 区単位の浸水対策により、市街地の安 全性を強化(※予算関連)



難の実効性確保

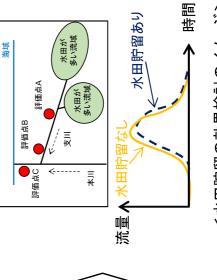
託製治 米のイメーツ

35

【参考】 あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(農林水産省との連携による水田貯留の推進

- 級水系の流域治水プロジェクトに、水田の貯留機能向上やため池の活用などの連携施策を位置付けたところ。 ○流域治水の推進にあたっては、農林水産省との積極的な連携を図っており、令和2年度末に策定・公表した
- 〇水田貯留の治水効果の定量化・可視化等を農林水産省と連携して行い、全国での水田の貯留機能向上の取り 組みを推進。
- •水田貯留の取組みは、その規模や位置等に加え、降雨の規模等により、効果の程 度や影響範囲等は変化。
- 効果を発揮するための機能確保に係る管理体制についても検討が必要。

向上・実装に取組む。 •持続可能で効果的な運用や追加的な対策の検討に向け、農林水産省と連携(効果の定量的・定性的な評価、効果の評価に必要な技術の|



<火田貯留の効果検討のイメージ>

くスマート田んぼダム実証事業> 参考:農林水産省の取組



水田の持つ雨水貯留能力の更な る活用を検討するため、まとまった 面積の水田において、自動給排水 栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪 雨中の一斉貯留や流出制限によ り、防災上の効果を実証

へ 大田 野留 の イメージン

イラスト:新潟県ウェブページ

全国における水田の貯留機能向上の取組みを推進

■水田貯留の効果の評価に必要な技術の向上・実装 ■水田貯留の効果の定量化・可視化

あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保) [参考]

- 〇社会福祉施設における避難の実効性の確保を関係省庁(厚労省、内閣府、消防庁)と連携して取り組むとともに、避難確保計画と個 別避難計画の連携を図り、高齢者や障がい者等に対する切れ目のない避難支援を実施。
- 具体的には、「高齢者施設等の避難確保に関する検討会」で「避難確保計画の作成・活用の手引き」等を作成し、技術的支援を強化。
 - 新設を原則補助対象外とする措置を実施。また、「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」を開催し、あらゆる主体 を対象とした水災害リスク情報の提供のあり方を検討。 国交省において高齢者施設等を災害リスクの低い場所に誘導するとともに、厚労省において災害レッドゾーンにおける高齢者施設の
- 厚労省において既存の高齢者施設を対象とした垂直避難のための設備設置等に対する財政支援を実施。

内閣府、消防庁との連携による高齢者等の 避難の実効性の確保 厚労省、

国公命

厚労省

避難確保計画の作成と訓練実

0

施の徹底

避難の実効性を確保するため

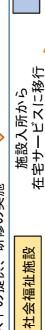
0

内閣府

消防庁

- 高齢者や障がい者等の情報 を確実に把握するための仕 組みの構築 0
- 4省广連名通知
- の避難確保計画のチェックリ ストの提供、研修の実施

令和3年6月25日



船



未役所

- 報告 〇避難確保計画の 作成(義務)
 - 助言 (義務) 〇避難訓練の
- 〇避難行動要支援者名簿 動告

 - 〇個別避難計画の作成 (努力義務) の更新 中町村

避難行動要支援者 名簿の担当部局 情報提供 福祉の担当部局

施設から在宅に移行する場合の 情報提供(協力)

影響の 災害リスクの低い場所への高齢者

国公命

災害レッドゾーンにおける開発許可の規制強化等

都市計画区域内の災害レッドゾーン※1について居住誘導区 域から原則除外するとともに、<mark>高齢者施設等の自己業務用</mark>

浸水被害防止区域の創設(特定都市河川)

〇 浸水被害防止区域においては、<mark>住宅・要配慮者施設等の開</mark> 発·建築行為を許可制とし安全性を事前確認

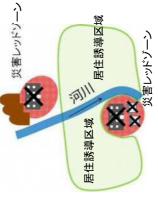
厚労省

連携

高齢者施設の新設への補助要件の厳格化

特別養護老人ホームなどの高齢者施設について、<mark>災害レッ</mark> ーン※における新規整備を補助対象から原則除外 0

<厚労省にてK3年度から運用開始>



※1 災害レッドゾーソ

- · 浸水被害防止区域
- 災害危険区域(崖崩れ、出水等)
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域

※2 自己業務用施設

- -社会福祉施設(高齢者施設、障がい者施設等)
- ・自社オフィス

既存の高齢者施設における垂直避難のための設備設置の支援

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による支援









【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(高潮災害等に対する備え・復旧の強化)

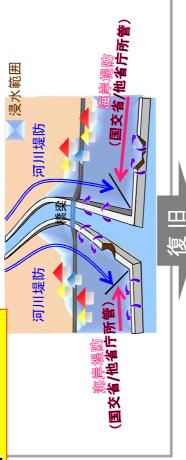
- 近年、水災害が激甚化-頻発化しており、今後も、気候変動による気温-海水温の上昇等により、沿岸部の施設被災リスクや浸水被害リスクの増加が予測される。
 - 高潮災害等から再度災害防止を図るため、地域一体で改良復旧事業の効果が発現されるよう、被災し た河川堤防や海岸堤防等の所管に関わらず、自治体内の部局間や施設管理者間の連携の取組を推進。

【連携強化の取組

- 一部の事業のみ実施 〇複数の部局・施設管理者に跨る改良復旧事 しても被災地域一体での再度災害防止の効 業の計画検討に際し、 果が得られない場合
- ⇒他の改良復旧事業との連携が重要なため、 や事前協議の実施を促すことにより、 連携 ∠た申請・採択となるよう関係者間の連携 申請前の部局間・管理者間での情報共有

自治体内の部局間、施設管理者間の連携 を促進させ、<u>地域一体での再度災害防止</u> を図る。





浸水範囲 所管施設毎に復旧する場合

部分的な改良復旧では、他の低 い堤防から越水するため、再度災害は回避できない



河川・海岸堤防一連で嵩上げを行うなど、地域一体での再度災害防止の取組を促進

【参考】気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更(新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系

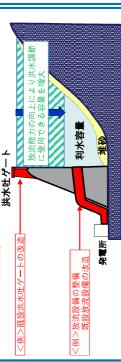
- つ河川整備基本方針のピーク流量を上回る洪水が発生した3水系について、河川整備基本方針(以下、「方針」と しを実施。令和4年以降、他水系の方針についても順次見直し いう。)の見直
- 基本高水を超えるよう な規模の洪水に対しても氾濫被害をできるだけ軽減するよう河川等を整備することを記載 直しに当たっては、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、
- 自治体等が実施する取 加えて、流域治水の観点を踏まえ、あらゆる関係者の合意形成を促進する取組の実施、 組を支援することを記載。

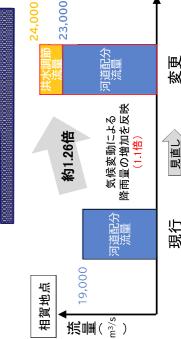
〈新宮川水系(令和3年10月15日変更)

- 利水ダム群の治水への活用
 - 濁水対策の強化
- 道掘削の強化と掘削土の地域防災対策への活用 河
 - 土地利用と一体となった輪中堤の整備・保全

利水ダムの活用等による洪水調節の強化

降雨予測技術向上による確実な容量確保、確保された容量を効 率的に活用する操作ルールへの変更、放流設備の改造等を行い 洪水調整機能を強化





河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

※基準地点相賀における

く五ケ瀬川水系(令和3年10月15日変更)

アユの産卵場保全等を考慮した河川整備

令和2年7月豪雨のような基本高水を上回る規模

〈球磨川水系(令和3年12月17日変更)

- 霞堤の整備・保全
- 河川整備と一体となったまちづくりの推進

₩

流域治水に主体的に参画する人材の育成

批

地域の宝である清流を積極的に保全

の米米への対応

霞堤の整備 保全

栿

支川(北川)では、従来からの遊水機能を有している霞堤の保全と持続的管理及び水勢などを減じる河畔林の保全、関係機関や地域 住民と連携した土地利用の調整や宅地の嵩上げ等を実施

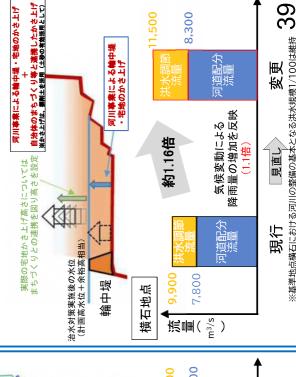
に、河川事業とまちづくり等と連携して、輪中堤・宅地かさ上げを実施

中流部においては、集落全体をかさ上げし、その後家屋やインフラ等含む生活基盤をまちづくり等と連携して再構築を実施するととも

まちづくりと連携した河川整備







7,200 ※基準地点三輪における河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持 軍 気候変動による 雨量の増加を反映 約1.21倍 7,200 三輪地点 浜甽(

※基準地点横石における河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

令和元年水害統計調査の被害額(確報値)及び令和2年水害統計調査の被害額(暫定値)について [参考]

- 〇国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等 の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめている。
- 〇<u>令和元年の水害被害額(確報値)は、</u>全国で約2兆1,800億円となり、平成16年の被害額(約2兆200億円)を上回り、<u>1年</u> 間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となった。
- 津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆8,800億円となり、平成30年 7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)を上回り、統計開始以来最大の被害額となった。

(単位:億円) 20,000 0000'91 14,000 2,000 10,000 6,000 4,000 2.000 8,000 8,000 (構成比 1.4%) 都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおりです。 (構成比24.5%) 約1兆6,150億円(構成比74.1%) R1 〈参考〉これまでの最大被害額 平成16年の被害額 (約2兆200億円) 2兆1,800億円 統計開始以来最大 20 16 約307億円 約5,342億円 1年間の水害被害額 (名目額) 約2兆1,800億円 (水害被害額:約6,823億円) 水害被害額:約2,610億円 水害被害額:約2,530億円) 2兆200億円 I 09 約2兆1,800億円 1年間の水害被害額(確報値) · 公共土木施設被害額 · 一般資産等被害額 , 公益事業等被害額 50 -栃木県 宮城県 40 福島県 (単位:億円) ◆全国 20,000 5,000 25,000 10,000 15,000 $\Theta \otimes \Theta$

の近離状況 土砂災害の状況(宮城県丸森町) の氾濫状況 統計開始以来最大 阿武隈川水系阿武隈川 (福島県煮賀別市他) (長野県長野市他) 信濃川水系千曲川 (令和元年10月11日~10月15日に生じた台風第19号による被害額) R2(暫) 5,847 (被害額:**約1兆8,800億円**) 令和2年 7月豪雨 令和元年 東日本台風 平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円) 18,846 津波以外の単一の水害による水害被害額(名目額) RI 約1兆4,221億円 約4,350億円 約275億円 H30 平成30年7月豪雨 主要な水害による被害額(確報値) 台風第23号 H16 <参考>これまでの最大被害額 ·公共土木施設被害額 令和元年東日本台風 , 一般資産等被害額 , 公益事業等被害額 H12 台風第14号 (東海豪雨) (長崎大水害 台風第10号 8.290 557 7月泰雨 (内訳)

中長期の目標 【参考】防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、 令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

〇消域治水対策(河川)

関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水 等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。

〇流域治水対策(下水道)

雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度 災害を防止・軽減する。

〇流域治水対策(砂防)

地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、 土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。

〇流域治水対策(海岸)

<u>災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の</u>安全・安心を確保する。

〇流域治水対策(下水道)

耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、<u>感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減</u>する。

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

〇河川管理施設の老朽化対策

予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。

〇河川管理施設の高度化-効率化対策

老朽化した小規模な**樋門等の無動力化を完了する**。

〇ダム管理施設の老朽化対策

老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。

〇砂防関係施設の長寿命化対策

健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。

〇海岸保全施設の老朽化対策

事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、沿岸域の安全性を持続的に確保する。

〇下水道施設の老朽化対策

老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による 道路陥没事故等の発生を防止する。

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

〇河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策

排水機場、水門、樋門・樋管(無動力化の対象を除く)約3,000施設(うち排水機場は400施設)の遠隔操作化を完了する。

〇河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

やダムの貯水位に応じた避難行動の的確な準備を可能とする。また、これまで把握されていなかったその他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、 1級水系および2級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系におけるより効果的な事前放流の実施 住民の適切な避難行動を確保する。

「逃げ遅れゼロ」実現に向けて

リスク情報を自ら取得して、

着実な避難を実施することが重要です!

日頃から

「マイ・タイムライン |を作ろう!

※マイ・タイムラインかんたん検討ガイドより

逃げキッド



マイ・タイムライン かんたん検討ガイド



「ハザードマップポータルサイト」で 災害リスクを確認!

洪水や土砂災害、津波、道路防災情報など、 水害のおそれがある場所を地図で表示します。

ハザードマップ ポータルサイト



「逃げなきゃコール |を事前に登録!

離れた場所でも、家族など大切な人の防災情報を プッシュ通知で受け取ることができます。

逃げなきゃコール



地点登録で 簡単アクセス!



「川の防災情報」でレーダ雨量、 河川水位、カメラ画像などをチェック!

大雨の時に必要となる川の情報を リアルタイムで確認することができます。

川の防災情報





非常時には早めの避難を!

避難指示など行政が発信する情報のタイミングで避難! 非常時には、ためらわずに行動することが大切です。



「逃げなきゃコール」で家族の避難を後押し!

あなたの一声が大切な人を災害から守ることにつながります。